第17期定時株主総会招集ご通知に際してのインターネット開示事項

会社の新株予約権等に関する事項

会計監査人に関する事項

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

連結株主資本等変動計算書

連結注記表

株主資本等変動計算書

個別注記表

(平成27年４月１日から平成28年３月31日まで)

上記の事項につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、当社ホームページ(http://www.mixi.co.jp/)に掲載することにより株主の皆様に提供しております。

株式会社ミクシィ

会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日に当社役員が保有する新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に当社使用人等に交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称　　有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支　払　額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	33百万円
当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	48百万円

(注) 1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分出来ませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．監査役会は、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第１項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第２条第１項の業務以外に、海外募集による新株式発行及び自己株式の処分に係るコンフォートレター作成業務等についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると総合的に判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

（業務の適正を確保するための体制）

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての概要は、以下のとおりであります。

(1) 当社及び当社子会社（以下、当社グループという。）の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 当社グループでは、業務プロセスや社内規程の整備、内部監査室による評価・監視体制の強化により、取締役及び使用人の職務執行の適正に努める。

② 違法行為に対する牽制機能として内部通報制度を制定し、不祥事の未然防止を図るとともに、反社会的勢力排除に向けた体制整備を行う。

③ 当社グループでは、「倫理規程」においてコンプライアンスの重要性を掲げるとともに、その内容を情報システムを通じて全役職員に周知、徹底する。

(2) 当社グループの取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社グループでは、情報管理に関する規程を整備し、重要文書の特定や保管形態の明確化により、取締役の職務の執行に係る情報を適切に保存・管理する体制を構築する。

(3) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループを取り巻く様々なリスクを把握、管理するための規程を整備し、リスク管理に必要な体制の整備・強化を行う。リスクマネジメント推進体制の最高責任者として取締役社長を位置づけるほか、その補佐機関として経営推進本部長を責任者とする「内部統制委員会」を設置し、当社グループが行う事業に関連するリスクを把握、評価し、その低減に努めるものとする。

(4) 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 当社グループでは、担当職務内容及び職務権限を明確にするため、職務分掌及び職務権限に関する規程を整備するほか、グループ共通の情報共有システムの導入等、当社グループの取締役の業務執行の効率性を確保するよう努める。

② 現在及び将来の事業環境を踏まえ、各事業年度において予算を作成し、当社グループの目標を設定する。当社各部門及び各グループ会社においては、その目標達成に向けて各種施策を実行する。また、毎月の当社グループ全体の予算実績を当社取締役会において報告し、当社各部門及び各グループ会社の目標達成状況を検証する。

(5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

① 当社は、グループ会社の管理を行う部門を設置し、グループ会社管理規程に基づき、グループ会社の事業の進捗状況及び取締役等の職務執行状況のモニタリングを行う。

② 当社取締役社長をはじめとした各取締役及び当社本部長並びに各グループ会社の代表取締役が定例会議を開催し、各社より重要事項の報告を行う。

③ 当社内部監査室は、内部監査規程に基づき、法令、定款及び社内規程等への適合性の観点等から、グループ会社の内部監査を実施する。

(6) 当社監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、監査役の職務を補助するため、監査役又は監査役会の求めに応じて、監査役を補助すべき使用人を配置する。監査役は当該使用人に対して監査に必要な事項を指示することができる。

(7) 当社監査役の職務を補助すべき使用人の当社取締役からの独立性に関する事項及び同使用人に対する当社監査役の指示の実効性の確保に関する事項

① 監査役の職務を補助すべき使用人は、当該業務を行うにあたっては、監査役の指示のみに従うものとし、取締役及び使用人の指示を受けない。

② 監査役の職務を補助すべき使用人の任命、人事考課及び異動については、監査役会の意見を聴取し決定するものとする。

(8) 当社取締役及び使用人が当社監査役に報告をするための体制

① 監査役は、取締役会、その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人から説明を受けることができるものとする。

② 監査役は、重要な書類その他の書類を閲覧し、必要に応じて取締役及び使用人に説明を求めることができるものとする。

③ 取締役及び使用人は、会社の経営又は業績に重大な影響を及ぼすおそれのある事実については、直ちに監査役に報告しなければならないものとする。

(9) 当社グループの取締役、監査役等及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社監査役に報告をするための体制

当社グループでは、内部通報制度を通じ、各グループ会社役職員が当社監査役に報告をする手段を設ける。また、監査役以外の内部通報を受けた者は適時かつ適切に当社監査役に報告する。

(10) （8）及び（9）の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社監査役に対する当社グループの取締役及び使用人からの通報については、法令または内部通報制度等に従い通報内容を秘密として保持するとともに、通報者に対する不利益な取扱いを禁止する。

(11) 当社監査役の職務の執行について生ずる費用の処理に係る方針に関する事項

当社は監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。ま

た、監査役が職務執行に必要があると判断した場合、弁護士、弁理士、公認会計士、税理士その他の社外の専門家に意見・アドバイスを依頼するなど必要な監査費用を認める。

(12) その他当社監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 取締役及び使用人は、監査役の監査に対する理解を深め、監査体制の実効性を確保するべく、監査役の監査に協力する。

② 監査役は、取締役、会計監査人と定期的に意見交換を行うとともに内部監査室と連携し、効果的な監査を行う。

（業務の適正を確保するための体制の運用状況）

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

(1) 当社取締役の職務の執行について

「取締役会規程」に基づき、毎月１回の定時取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催しており、事業上の重要な意思決定及び業務執行の監督を行っております。また、社外取締役を選任し、取締役会による当社取締役の職務執行の経営監督機能の実効性を確保しております。

(2) コンプライアンスに対する取り組み

「倫理規程」を制定し、適宜法令教育その他職務に応じた研修等を行っております。

また、内部通報制度を運用しており、法令、定款及び社内規程に違反する行為を早期に発見し、適切かつ迅速に対応しております。

(3) リスク管理に対する取り組み

リスクマネジメントに関する規程に基づき、リスクの把握、評価、対応策等のリスク管理を継続的に行っております。また、経営に与える影響が大きいと思われるリスクに関しては、取締役会、その他の重要な会議に報告し、協議を行うなどリスク管理の強化に取り組んでおります。

(4) 当社グループの経営管理について

グループ会社管理規程に基づき、当社グループ各社の事業の進捗及び職務執行状況をモニタリングしております。また、当社グループ各社の財務状況及びその他の状況については、取締役会に適宜報告されております。

(5) 内部監査の実施について

内部監査室は、内部監査計画に基づき、当社及び当社グループ各社が、法令、定款及び社内規程に準拠して職務の執行が行われているか、書類の閲覧及び実地調査を実施しております。また、監査役会と相互連携を図り、内部監査の状況を監査役会に報告し、適宜会合を行い意見及び情報交換を行っております。

(6) 当社監査役の職務の執行について

当社監査役は、監査役会で策定された年度計画に基づき、取締役会、その他の重要な会議に出席し、必要に応じて当社取締役に対し意見を述べ、当社取締役の職務執行の監査をしております。

連結株主資本等変動計算書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成27年４月１日残高	7,034	7,007	40,744	△1,515	53,271
当期変動額					
新株の発行	2,664	2,664			5,329
剰余金の配当			△10,654		△10,654
親会社株主に帰属する当期純利益			61,022		61,022
自己株式の処分		10,755		1,497	12,252
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	2,664	13,420	50,368	1,497	67,950
平成28年３月31日残高	9,698	20,427	91,112	△17	121,221

	その他の包括利益累計額		新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
平成27年４月１日残高	285	285	8	4	53,570
当期変動額					
新株の発行					5,329
剰余金の配当					△10,654
親会社株主に帰属する当期純利益					61,022
自己株式の処分					12,252
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△25	△25	△5	0	△30
当期変動額合計	△25	△25	△5	0	67,919
平成28年３月31日残高	260	260	2	5	121,490

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

1．連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数及び名称

・連結子会社の数　14社

・主要な連結子会社の名称　株式会社ミクシィ・リクルートメント
株式会社Diverse
株式会社フンザ
ミューズコー株式会社

株式会社XFLAG他２社については新たに設立したため、当連結会計年度から連結の範囲に含めております。

また、前連結会計年度まで連結子会社であったScrum Ventures GP L.L.C.は、実質的な支配関係がなくなったことから、連結の範囲から除外しております。

② 非連結子会社の名称等

株式会社イー・マーキュリー

（連結の範囲から除いた理由）

株式会社イー・マーキュリーは小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した関連会社の数及び名称

該当事項はありません。

② 持分法を適用しない非連結子会社の名称等

株式会社イー・マーキュリー

（持分法を適用しない理由）

持分法を適用しない非連結子会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であるため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうちScrum Ventures Fund Ⅰ, L.P.の決算日は12月末日、株式会社フンザの決算日は２月末日であり、それぞれの決算日の財務諸表を使用しておりますが、連結決算日との間に生じた連結上重要な取引に関しては必要な調整を行っております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のないもの …… 移動平均法による原価法を採用しております。
なお、投資事業組合等への出資持分については、直近の決算日の財務諸表を基礎とし、持分相当額を純額で取込む方法を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産 …… 主に定率法を採用しております。
ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 …… ８～27年
工具、器具及び備品 …… ２～20年

ロ. 無形固定資産 …… 定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

自社利用のソフトウエア …… ５年
のれん …… ３～８年の均等償却により償却しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金 …… 売上債権等の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案して回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金 …… 従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

④ その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理 …… 税抜方式によっております。

2．会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号　平成25年９月13日。以下「企業結合会計基準」という。）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号　平成25年９月13日。以下「連結会計基準」という。）、及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第７号　平成25年９月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更いたしました。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫

定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結計算書類に反映させる方法に変更いたします。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－２項（４）、連結会計基準第44－５項（４）及び事業分離等会計基準第57－４項（４）に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、当連結会計年度において、連結計算書類及び１株当たり情報に与える影響額はありません。

３．連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額　　1,500百万円

４．連結損益計算書に関する注記

のれん償却額

特別損失ののれん償却額は、「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」（日本公認会計士協会　最終改正平成26年11月28日　会計制度委員会報告第７号）第32項の規定に基づき、のれんを償却したものであります。

5．連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式	83,203,000株	1,092,500株	－株	84,295,500株

(変動事由の概要)

海外募集による新株式の発行に伴う増加　　1,092,500株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

決　　議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年5月12日取締役会	普通株式	4,756	59	平成27年3月31日	平成27年6月8日
平成27年11月6日取締役会	普通株式	5,898	70	平成27年9月30日	平成27年12月11日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決　　議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年5月10日取締役会	普通株式	利益剰余金	6,488	77	平成28年3月31日	平成28年6月8日

(3) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

	目的となる株式の種類	目的となる株式の数
第10回新株予約権（平成23年5月18日取締役会決議分)	普通株式	10,500株

6．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については安全性の高い短期の金融資産に限定し運用を行っております。連結子会社における資金調達に関しては内部資金及び銀行等金融機関からの借入により行う方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

金融資産の主なものには、現金及び預金、売掛金、投資有価証券があります。預金については、主に普通預金及び短期の定期預金であり、預入先の信用リスクに晒されておりますが、預入先は信用度の高い銀行であります。売掛金については、顧客の信用リスクに晒されておりますが、債権管理規程に従い債権管理担当者が定期的に取引先ごとの期日及び残高の管理を行うとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。投資有価証券については、主に事業上の関係を有する企業の株式及び投資事業組合に対する出資金であり、信用リスクに晒されておりますが、定期的に発行体及び投資事業組合の財務状況を把握しております。

金融負債の主なものには、未払金、未払法人税等、未払消費税等があります。未払金については、そのほとんどが１カ月以内の支払い期日であります。また、資金調達ができなくなる流動性リスクについては、当社の手元資金は潤沢であり流動性は確保できております。連結子会社においては、担当部署が適時に資金繰り計画を作成・更新し、流動性リスクを管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成28年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（(注２)参照)。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額（*）	時価（*）	差額
① 現金及び預金	126,316	126,316	－
② 売掛金	12,973		
貸倒引当金	△10		
	12,963	12,963	－
③ 未払金	(5,883)	(5,883)	－
④ 未払法人税等	(26,194)	(26,194)	－
⑤ 未払消費税等	(5,713)	(5,713)	－

(*) 負債に計上されているものについては、( ) で示しております。

(注) １．金融商品の時価の算定方法に関する事項

① 現金及び預金、② 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

③ 未払金、④ 未払法人税等、⑤ 未払消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

２．非上場株式等（連結貸借対照表計上額1,448百万円）及び投資事業組合への出資（連結貸借対照表計上額1,377百万円）については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上記の表には含めておりません。

7．企業結合等に関する注記

取得による企業結合

(1) 株式会社フンザ

①企業結合に係る暫定的な処理の確定

平成27年３月31日に行われた株式会社フンザとの企業結合について、前連結会計年度において暫定的な会計処理を行っておりましたが、当連結会計年度において次のとおりに確定しております。

のれん（修正前）金額	11,934百万円
修正額	
・無形固定資産（商標権）の計上	△290百万円
・無形固定資産（顧客関係資産）の計上	△240百万円
・繰延税金負債の計上	173百万円
修正額計	△356百万円
のれん（修正後）の金額	11,577百万円

②発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれんの金額	11,577百万円
(2) 発生原因	取得原価が受け入れた資産及び引き受けた負債に配分された純額を上回ったため、その超過額をのれんとして計上しております。
(3) 償却方法及び償却期間	８年間の均等償却

③のれん以外の無形固定資産に配分された金額、種類別の内訳、償却方法及び償却期間

種類別の内訳	金額	償却方法及び償却期間
商標権	290百万円	５年間の均等償却
顧客関係資産	240百万円	10ヶ月間の均等償却

(2) ミューズコー株式会社

①企業結合に係る暫定的な処理の確定

平成27年３月31日に行われたミューズコー株式会社との企業結合について、前連結会計年度において暫定的な会計処理を行っておりましたが、当連結会計年度において確定しております。なお、のれんの金額に修正は生じておりません。

②発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれんの金額	1,891百万円
(2) 発生原因	取得原価が受け入れた資産及び引き受けた負債に配分された純額を上回ったため、その超過額をのれんとして計上しております。

(3) 償却方法及び償却期間　　３年間の均等償却
なお、平成28年３月31日時点における未償却残高1,261百万円は、「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」（日本公認会計士協会　最終改正平成26年11月28日　会計制度委員会報告第７号）第32項の規定に基づき、一括償却しております。

８．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　　1,441銭66円

(2) １株当たり当期純利益　　734銭59円

９．重要な後発事象に関する注記

当社は、平成28年５月10日開催の取締役会において、会社法第459条第１項第１号の規定による定款の定めに基づき、自己株式取得に係る事項を決議いたしました。

(1) 自己株式の取得を行う理由

株主還元の充実及び資本効率の向上や経営環境の変化に即応できる機動的な資本政策を遂行するため。

(2) 取得に係る事項の内容

①取得する株式の種類　　当社普通株式

②取得する株式の総数　　3,000,000株（上限）

（発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合　3.56％）

③株式の取得対価　　金銭

④株式の取得価額の総額　10,000百万円（上限）

⑤取得期間　　平成28年５月11日から平成28年９月末日

⑥買付方法　　東京証券取引所における市場買付け
（取引一任契約に基づく市場買付け）

10．その他の注記

（法人税等の税率の変更により繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正）

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年３月29日に国会で成立し、平成28年４月１日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、当連結会計年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の33.1％から平成28年４月１日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については30.9％に、平成30年４月１日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については、30.6％となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額は615百万円減少し、当連結会計年度に計上された法人税等調整額の金額が同額増加しております。

株主資本等変動計算書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
平成27年４月１日残高	7,034	7,004	3	7,007	40,239	40,239	△1,515	52,766
当期変動額								
新株の発行	2,664	2,664		2,664				5,329
剰余金の配当					△10,654	△10,654		△10,654
当期純利益					61,959	61,959		61,959
自己株式の処分			10,755	10,755			1,497	12,252
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								
当期変動額合計	2,664	2,664	10,755	13,420	51,304	51,304	1,497	68,886
平成28年３月31日残高	9,698	9,668	10,759	20,427	91,544	91,544	△17	121,653

	新株予約権	純資産合計
平成27年４月１日残高	8	52,775
当期変動額		
新株の発行		5,329
剰余金の配当		△10,654
当期純利益		61,959
自己株式の処分		12,252
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△5	△5
当期変動額合計	△5	68,880
平成28年３月31日残高	2	121,656

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

1．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 関係会社株式及び関係会社出資金 …… 移動平均法による原価法を採用しております。

② その他有価証券
時価のないもの …… 移動平均法による原価法を採用しております。
なお、投資事業組合等への出資持分については、直近の決算日の財務諸表を基礎とし、持分相当額を純額で取込む方法を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産 …… 定率法を採用しております。
ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物 ……８～27年
工具、器具及び備品 ……２～20年

② 無形固定資産 …… 定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウエアについては社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金 …… 売上債権等の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案して回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金 …… 従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理 …… 税抜方式によっております。

2．会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号　平成25年９月13日。以下「企業結合会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第７号　平成25年９月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を当事業年度から適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更いたしました。また、当事業年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する事業年度の計算書類に反映させる方法に変更いたします。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－２項（４）及び事業分離等会計基準第57－４項（４）に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、当事業年度において、計算書類及び１株当たり情報に与える影響額はありません。

3．表示方法の変更に関する注記

前事業年度において「流動資産」の「その他」に含めておりました「前渡金」（前事業年度8百万円）は、金額的重要性が増したため、当事業年度においては独立掲記することとしております。

4．貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額　1,497百万円

(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	455百万円
長期金銭債権	2,000百万円
短期金銭債務	3百万円

5．損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

営業取引による取引高	
営業収益	12百万円
営業費用	58百万円
営業取引以外の取引による取引高	467百万円

(2) 関係会社株式評価損及び貸倒引当金繰入額

財政状態が悪化したミューズコー株式会社及びアイ・マーキュリーキャピタル株式会社に対する投融資に関するものであります。

(3) 関係会社事業整理損

株式会社ミクシィ・リサーチに対する債権放棄に伴う損失であります。

6．株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	30,500株

7．税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
ソフトウエア	6,420百万円
一括償却資産	39百万円
投資有価証券	51百万円
関係会社株式	796百万円
貸倒引当金	141百万円
未払事業税	1,575百万円
賞与引当金	265百万円
資産除去債務	20百万円
その他	28百万円
繰延税金資産小計	9,339百万円
評価性引当額	△873百万円
繰延税金資産合計	8,465百万円
繰延税金負債	
繰延税金負債合計	－百万円
繰延税金資産の純額	8,465百万円

(2) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年３月29日に国会で成立し、平成28年４月１日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の33.1％から平成28年４月１日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.9％に、平成30年４月１日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、30.6％となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額は612百万円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額の金額が同額増加しております。

8．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額	1,443円70銭
(2) １株当たり当期純利益	745円87銭

9．重要な後発事象に関する注記

当社は、平成28年５月10日開催の取締役会において、会社法第459条第１項第１号の規定による定款の定めに基づき、自己株式取得に係る事項を決議いたしました。

(1) 自己株式の取得を行う理由

株主還元の充実及び資本効率の向上や経営環境の変化に即応できる機動的な資本政策を遂行するため。

(2) 取得に係る事項の内容

①取得する株式の種類　当社普通株式

②取得する株式の総数　3,000,000株（上限）

（発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合　3.56%）

③株式の取得対価　金銭

④株式の取得価額の総額　10,000百万円（上限）

⑤取得期間　平成28年５月11日から平成28年９月末日

⑥買付方法　東京証券取引所における市場買付け

(取引一任契約に基づく市場買付け)